

# 説明資料

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための  
資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案

---

2022年3月



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

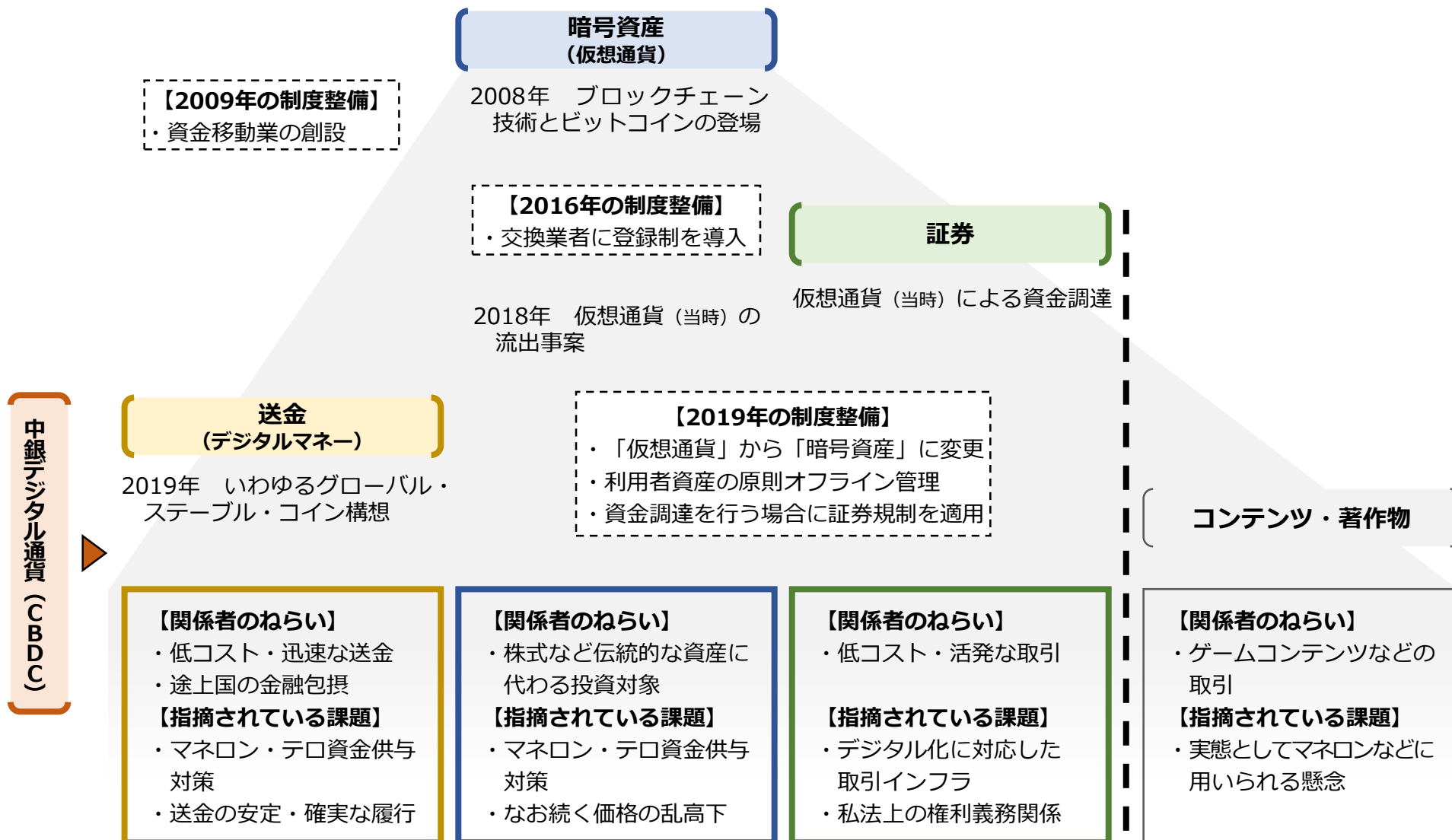
## 目 次

電子決済手段等への対応	2
銀行等による取引モニタリング等の共同化への対応	12
高額電子移転可能型前払式支払手段への対応	15

# 電子決済手段等への対応

# デジタル・分散型金融への対応のあり方等についての検討

- 社会経済全体のデジタル化が進む中、ブロックチェーン技術の活用を含め、**金融のデジタル化が加速**。
- こうした中、**民間のイノベーションを促進**しつつ、あわせて、**利用者保護などを適切に確保**する観点から、送金手段や証券商品などの**デジタル化への対応のあり方等**を検討する。



# 海外における規制の動向

- 2019年6月のフェイスブックによるリブラ構想等の動きを契機とし、国際的に、グローバル・ステーブルコインに係る規制監督上の対応等に関する議論が行われ、2020年10月には、FSBの勧告において“同じビジネス、同じリスクには同じルールを適用する (same business, same risk, same rules)”という原則に合意。
- 米国や欧州でも、こうした原則を前提に検討が進められている。

2019年6月	
	リブラ構想公表
2020年3月	IOSCO「グローバル・ステーブルコインの試み」
7月	FATF「いわゆるステーブルコインに関するG20財務大臣・中央銀行総裁へのFATF報告書」
9月	<b>EU 欧州委員会 (EC) が規制案を公表</b>
10月	<b>G20財務大臣・中央銀行総裁会議</b> (声明文は右記参照) <b>FSB「『グローバル・ステーブルコイン』の規制・監督・監視 - 最終報告とハイレベルな勧告」</b>
2021年11月	<b>米国 大統領金融市場作業部会 (PWG) が規制案を公表</b>

## G20 声明文 (抜粋)

我々は、いかなる所謂「グローバル・ステーブルコイン」も、関連する全ての法律上、規制上及び監視上の要件が、適切な設計と適用可能な基準の遵守を通して十分に対処されるまではサービスを開始するべきでないことを支持する。

	米国 【大統領金融市場ワーキンググループ等規制案・現行規制】	EU 【欧州委員会規制案】
	決済用ステーブルコイン 〔法定通貨に対して安定した価値を維持するように設計され、決済手段として広く使用される可能性があるステーブルコイン〕	電子マネートークン 〔交換手段として利用されることを主な目的とし、ある法定通貨を参照することで安定した価値を維持することを企図した暗号資産〕
発行者	預金保険対象の預金取扱機関に限定	信用機関・電子マネー機関に限定
仲介者	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 州レベルで規制あり (※)</li> <li>➢ 連邦レベルの規制導入を検討</li> </ul> (※) 例えば、NY州では、BitLicense等を取得する必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 暗号資産サービス提供者に認可制の導入を検討</li> </ul>

# 電子決済手段等への制度的対応

## いわゆる法定通貨建てのステーブルコインの分類

**1** 【デジタルマネー類似型】  
法定通貨の価値と連動した価格（例：1コイン=1円）で発行され、発行価格と同額で償還を約束するもの（及びこれに準ずるもの）

デジタルマネー（送金・決済の手段）として規律

**2** 【暗号資産型】  
左記以外（アルゴリズムで価値の安定を試みるもの等）

暗号資産や金融商品として規律

### **1** 【デジタルマネー類似型】（=電子決済手段）等

#### 発行者

銀行・資金移動業者

(注1) デジタルマネー類似型（=電子決済手段）及び既存のデジタルマネー（預金・未達債務）の発行・償還は、為替取引に該当。現行制度では、銀行・資金移動業者が行うこととされている。  
(注2) 発行者に係る規制の在り方は引き続き検討。

#### 今回の法的手当

信託会社

(注3) 信託受益権を用いる仕組み。

【金融商品取引法第2条等】  
【資金決済法第37条の2等】

※マネロン等対策を含め、発行者が自ら行うことは可能

#### 仲介者 今回の法的手当

電子決済手段等取引業者等

※利用者保護やマネロン等対策の観点から必要な対応を行う

(注4) 取引実態等が類似する暗号資産交換業の規制を参考。  
(注5) マネロンリスクへの対応、発行者と仲介者の責任関係の明確化等を求める。

【資金決済法第2条、第62条の3～第62条の24等】  
【銀行法第2条、第52条の60の3～第52条の60の35等（信用金庫・信用組合の関連法も同様に措置）】  
【預金保険法第37条等】 【犯罪収益移転防止法第2条等】

銀行代理業者  
電子決済等代行業者  
金融サービス仲介業者

### **2** 【暗号資産型】

#### 発行者

—

(注1) 即ち暗号資産型の一部について、発行者に開示規制等を導入する規制案を公表。  
(注2) 利用実態や諸外国の動向も踏まえ、日本においても規制の在り方について引き続き検討。

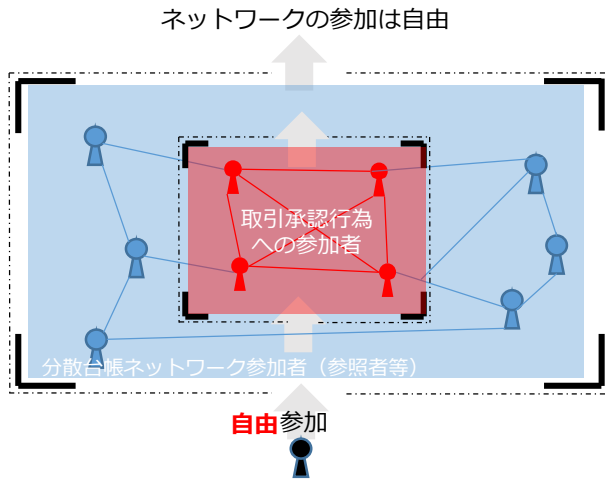
#### 仲介者

暗号資産交換業者

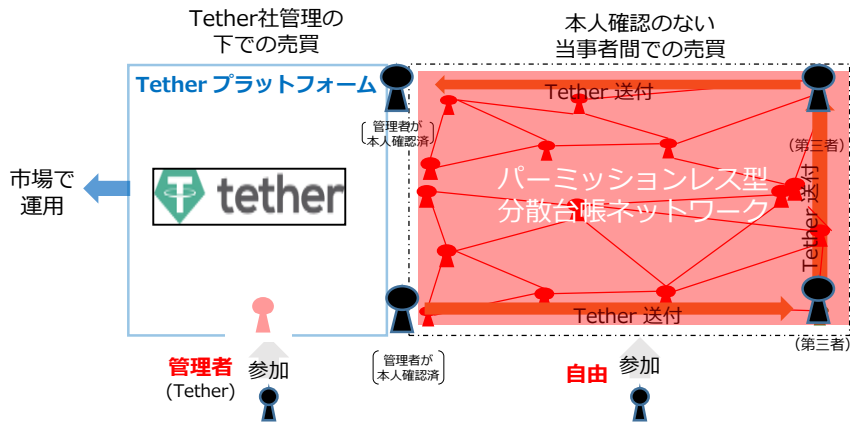
(注3) 金融商品取引法が適用される場合もある。

# (参考1) ステーブルコインの使用例

## パーミッションレス型分散台帳



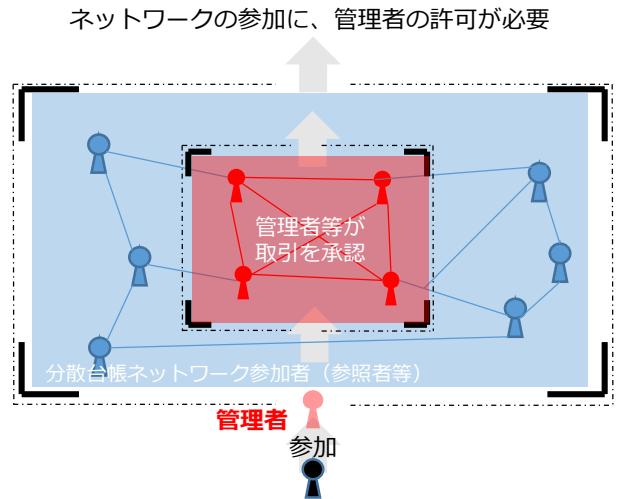
## 金融サービスのスキーム例 (Tether (ステーブルコイン))



- (運営主体に対する規制監督なし)
- 情報開示が不十分
  - 償還可能性に疑義あり

- マネロン等対策が不十分

## パーミッション型分散台帳



## 金融分野における具体的なユースケース

証券	資金決済
取引後の決済業務における情報共有	企業間決済に用いるステーブルコイン
セキュリティトークンの発行・管理プラットフォーム	

- 証券決済・企業間決済等の高度化に向けた動き

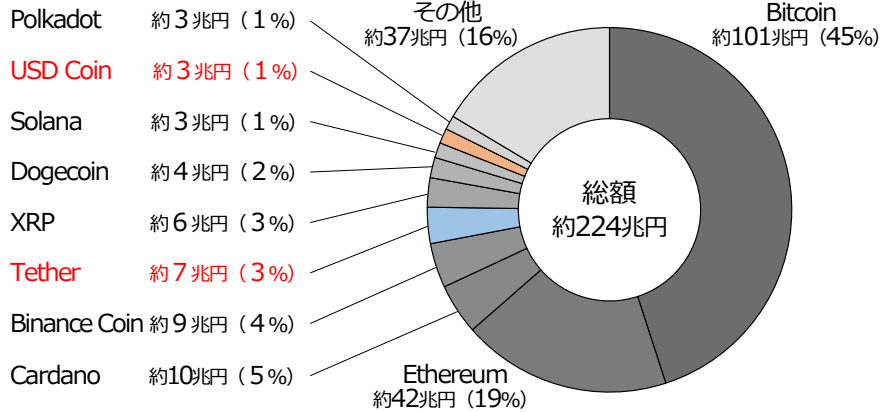
# (参考2) 主に暗号資産取引で用いられるステーブルコインの現状

※本資料は議論の際の参考資料として作成したものであり、記載内容やデータの正確性・完結性を保証するものではありません。

【以下は民間ウェブサイト (CoinMarketCap/The Block) の情報に基づき作成した参考資料である。】  
 【記載内容やデータの正確性・完結性を保証するものではない。】

## 主な暗号資産・ステーブルコイン (注) の市場規模 (Cryptocurrency Prices by Market Cap)

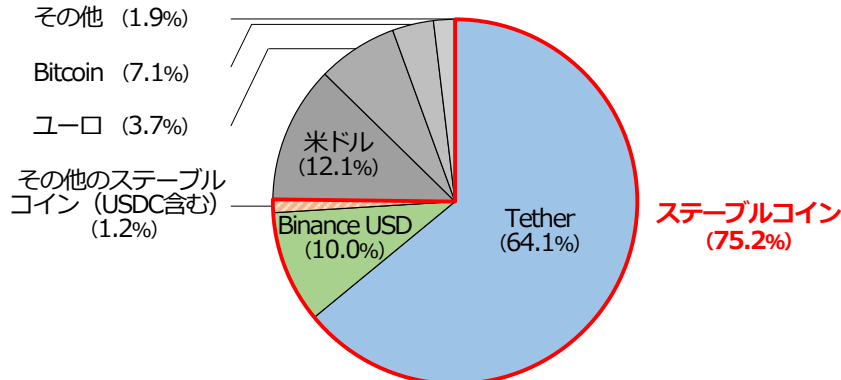
(注) ウェブサイトに掲載されている暗号資産・ステーブルコインのうち、2021年8月29日時点の時価総額1~100番までを集計。



(注) 赤字は「ステーブルコイン」。「ステーブルコイン」の分類はウェブサイトの記載に基づく。  
 (出典:CoinMarketCap, 2021.8.29時点)

## 取引高 (注) に占める暗号資産・ステーブルコイン・法定通貨の割合 (Share of Trade Volume by Pair Denomination)

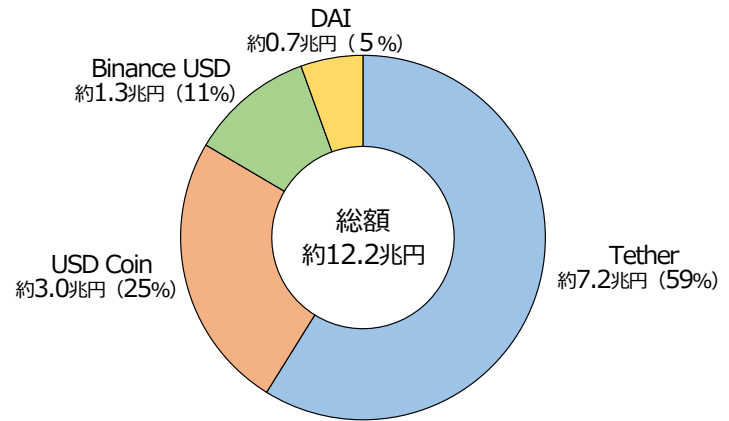
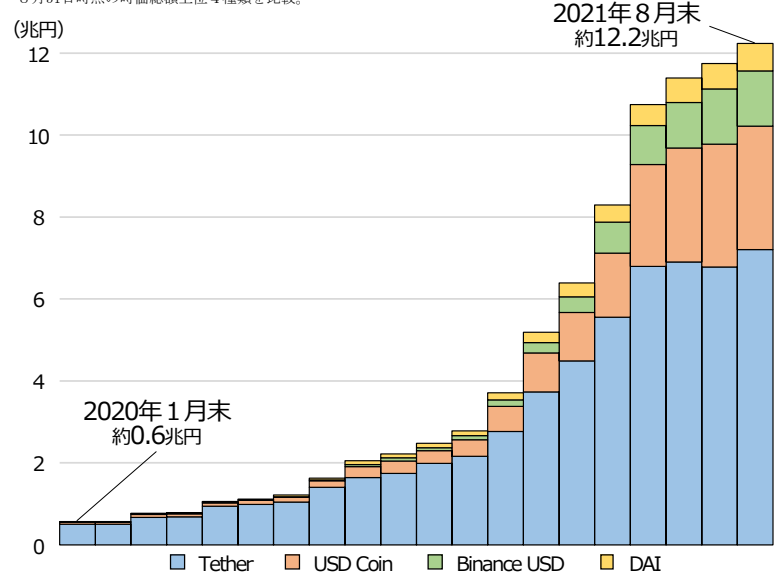
○ 米証券取引委員会 (SEC) のゲンスラー委員長は、2021年8月5日の書簡において、「7月には、すべての暗号資産取引プラットフォームにおける取引の4分の3近くが、ステーブルコインと他のトークンとの間で行われた。」と言及。



(注) 主な取引所 (Binance, Poloniex, Bitfinex, Huobi, OKEx, Bittrex, Coinbase, Kraken, Bitstamp) において、取引ペアとして用いられた暗号資産または法定通貨の割合。「ステーブルコイン」の分類はウェブサイトの記載に基づく。  
 (出典:The Block, 2021.7.31時点)

## 主なステーブルコイン (注) の時価総額推移

(注) ウェブサイトに掲載されている暗号資産において、カテゴリが「ステーブルコイン」と分類されているものうち、2021年8月31日時点の時価総額上位4種類を比較。



(出典:CoinMarketCap, 2021.8.31時点)



## (参考3) 米国で取引されているステーブルコインの例

名称	発行者	仲介者	分散台帳	払込資金の管理状況
Tether (USDT)	Tether社 (香港?)	暗号資産交換所等	パーミッションレス型	準備金内訳： CP49%、国債25%、 預金10%、社債等8%、貸付金4% (2021年6月30日時点)

- マネロン等対策が不十分
- 情報開示が不十分
- 償還可能性に疑義あり (注)

(注) NY州司法当局は、1850万ドルの罰金を課し、NY州での営業継続を禁止

### 米国財務省 経済制裁報告書 (2021年10月)

- ステーブルコインを含むデジタル資産は、敵対勢力に、伝統的な金融資産以外で資金を移動する機会を提供
- こうしたリスクに対応しないと、国際的な経済制裁の効果を減殺させる可能性

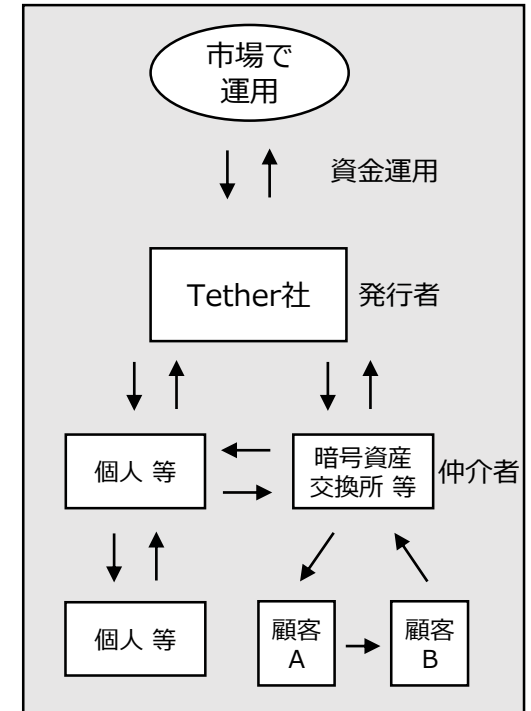
### ディエム (リブラの後継) の動向

- ディエムは、民間銀行を発行者としてパーミッション型の分散台帳を使うとしていたが、2022年1月、知的財産その他の関連資産を民間銀行へ売却する旨を公表

### 米国で検討されている規制の方向性【大統領金融市場ワーキンググループ】 (2021年11月)

- 決済用ステーブルコイン (payment stable coins) について、速やかな法整備を勧告
  - ・ 発行者は、預金取扱金融機関 (預金保険対象) とするよう義務付け
  - ・ 仲介者に対して連邦レベルの監視を義務付け

(例) Tetherのスキームイメージ



## (参考4) 暗号資産に関する最近の動向

- IMFの「国際金融安定性報告書」(2021年10月)によると、新興市場国及び途上国において暗号資産取引が増加している可能性がある。
- 暗号資産取引が国際的な金融制裁等の回避のために利用されるリスクが指摘されている。

### 新興市場国及び途上国における暗号資産の人気度

- ・ 暗号資産の取引量等を居住国別に推定する信頼できる方法はない。業者のウェブサイトへの訪問数を居住国別に推定した結果からは、グローバルないくつかの暗号資産取引所が、新興市場国及び途上国で人気を博していることが分かる(この結果は実際の取引量を示すものではない点に留意)。
- ・ 特に新興市場において、暗号資産の普及が進むと、金融政策や資本規制へ影響を与え得る。

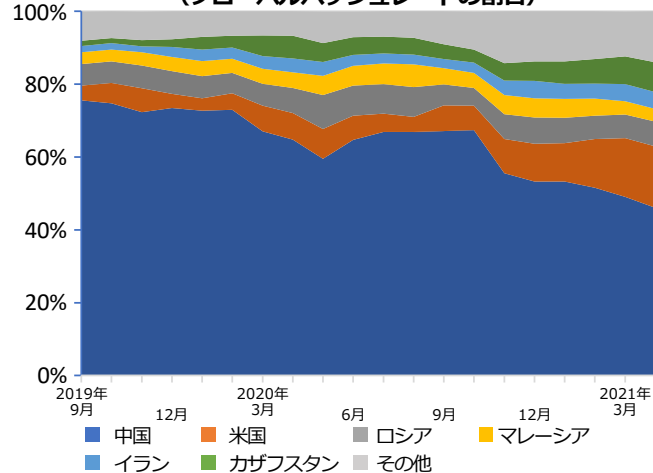
主な暗号資産取引所別のウェブサイト閲覧者数上位5か国(2020年10月~2021年6月)

1位	トルコ	中国	米国	米国	トルコ	韓国	ロシア
2位	ロシア	ウクライナ	英国	ドイツ	韓国	ロシア	台湾
3位	英国	ベトナム	スペイン	フランス	中国	トルコ	ドイツ
4位	ブラジル	米国	ドイツ	英国	台湾	米国	ウクライナ
5位	アルゼンチン	ロシア	フランス	オランダ	香港	ポーランド	ブラジル
	BINANCE	HUOBI	COINBASE	KRAKEN	FTX	BITHUMB	BITFINEX

暗号資産取引所

### 新興市場国及び途上国におけるマイニング活動の増加によるエネルギー消費量や資本フローへの影響

国別のビットコインのマイニング活動  
(グローバルハッシュレートの割合)



- ・ 中国におけるマイニング活動への取締り措置(2021年)を受けて、マイニング活動が他の新興市場国及び途上国や米国に移行し始めている。
- ・ 新興市場国及び途上国や米国にマイニング活動が移行することは、資本フローやエネルギー消費に、深刻な影響をもたらす可能性。
  - ✓ マイニング活動の大規模な移行は、特にエネルギーコストの補助を実施する国で、国内エネルギー使用量の大幅な増加に繋がる可能性。
  - ✓ マイニング報酬は、国際的な金融制裁等を回避するために用いられる可能性。

## (参考5) FSB「『グローバル・ステーブルコイン』の規制・監督・監視－最終報告とハイレベルな勧告」

- FSBは、グローバル・ステーブルコイン（GSC）が金融システムの安定性へ与えるリスクに対処するために、10個の規制・監督・監視上のアプローチを提言（2020年10月）。
- 勧告は、リスクに応じた規制・監督・監視を求めるものであり、当局は、“同じビジネス、同じリスクには同じルールを適用する（same business, same risk, same rules）”という原則に基づき、監督・監視の能力や実務を適用する必要性に合意している。

### GSCがもたらす規制・監督・監視上の課題の解決へ向けた当局への勧告

1. GSCやその関連する機能・活動に関する包括的な規制・監督・監視・法執行に必要な権限・手段等を有するべき。
2. GSCについて、機能やリスクに応じた包括的な規制・監督・監視要件と関連する国際基準を適用するべき。
3. 国内外で協力・協調し、GSCについて効率的・効果的な情報共有及び協議を推進するべき。
4. GSCに対し、その機能と活動に関する説明責任の所在を明確にするような包括的なガバナンスフレームワークの構築を要求すべき。
5. GSCに対し、準備資産管理、オペレーショナル・レジリエンス、サイバーセキュリティ、AML/CFT等に関する効果的なリスク管理フレームワークの構築等を要求すべき。
6. GSCに対し、データを収集・保管・保護する頑健なシステムの構築を要求すべき。
7. GSCに対し、適切な再建・破綻処理計画を持つことを要求すべき。
8. GSCに対し、利用者や関係者が価値安定化のメカニズム等のGSCの機能を理解するのに必要な、包括的かつ透明性のある情報提供を要求すべき。
9. GSCに対し、利用者が払戻しの権利を有する場合、かかる権利の法的強制力等やそのプロセスに関する法的明確化を要求すべき。
10. GSCに対し、ある法域でのサービス開始前に、その法域において適用され得る全ての規制・監督・監視上の要件を満たすことを要求し、また必要に応じて新たな規制を適用するべき。

## (参考6) パーミッションレス型の分散台帳の特徴と課題

(デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会「中間論点整理」(2021年11月17日公表)より抜粋)

### 分散台帳の分類とその特徴

分散台帳は、ネットワークへの参加に制約のないパーミッションレス型の台帳と、ネットワークへの参加に管理者による許可を要するパーミッション型の台帳とに大別される。

このうち、パーミッションレス型の分散台帳や、それを利用したシステムに関して、本研究会では、以下のような指摘があった。

#### メリットとして、

- ・ **単一障害点 (Single Point of Failure) を除去**することが可能
- ・ 参加者がスマートコントラクトによって、複雑な条件を付す等オーダーメイド化された取引を、**自律的に成立・執行させることが可能**である
- ・ 誰もが自由にサービスの提供・利用が可能であり、**イノベーションの源泉**となる

ことが挙げられる一方で、

- ・ **システム全体に責任を負う者が不明確**
- ・ 社会的に不適切であることが明らかとなった取引についても、自動的に執行され、**事後的な取消し等が困難**である可能性
- ・ 現金のような持ち運びの物理的制約が存在しない暗号資産等では(当局の監督下にある金融機関等による本人確認を経ない) P2P取引による**マネー・ローンダリング/テロ資金供与対策 (AML/CFT) 上の課題**が存在
- ・ アカデミア等による十分な検証が行われないうまま、利用実態が先行

との点も指摘があった。

また、技術者、当局者、アカデミアといったマルチステークホルダー型の対話によって共通理解を醸成し、課題解決に向けて対処することが有益との意見もあった。

### パーミッションレス型の分散台帳等を利用した金融サービスに関する基本的な課題

パーミッションレス型の分散台帳等を利用した金融サービスについては、複数のレイヤーに基づき、その一部のレイヤーについてのみ中央管理者を置く形態で提供されているものがある。一方、従来の金融規制の枠組みでは、金融機関が全レイヤーを管理する主体として存在し、規制の名宛人として管理責任を果たせる立場にあることを前提としている。

複数レイヤー全体を管理する主体が存在しない場合であっても、サービスが幅広く利用されるためには、システム全体が技術・契約・制度・インセンティブ・信頼等によって規律付けられる必要があり、規制の名宛人として管理責任を果たせる立場にある者がこうした状態を実現する必要があると考えられる。

その際、技術的な対応が可能なものについては、システム仕様等において対応することが重要となる。この点に関しては、航空機の設計・製造・運用も参考に議論が行われ、以下のような指摘があった。

- ・ 金融サービスに活用されるシステムに関して、**技術中立という観点に配意しつつ、当局が、求められる機能・水準を示すことが重要**
- ・ 第三者がシステムの信頼性のチェック結果を公表する等、**各ステークホルダーが適切に行動するようなインセンティブ付けが重要**
- ・ 技術の進歩に伴いリスクも変化していくため、**当局が必要な水準をアップデートするとともに、サービス提供者に対して継続的に水準を満たし続ける責任を求めていくことも必要**

金融分野において、新しい技術の活用に適切に対応していくためには、**規制当局と技術者コミュニティを含む関係者間で対話を行い、求められる機能・水準の共有等に取り組んでいくことが重要**と考えられる。また、このような対話を実効的なものとするためにも、規制当局側にも技術的素養を持った人材を確保することが求められる。

銀行等による取引モニタリング等の  
共同化への対応

# 為替取引分析業に係る検討の背景

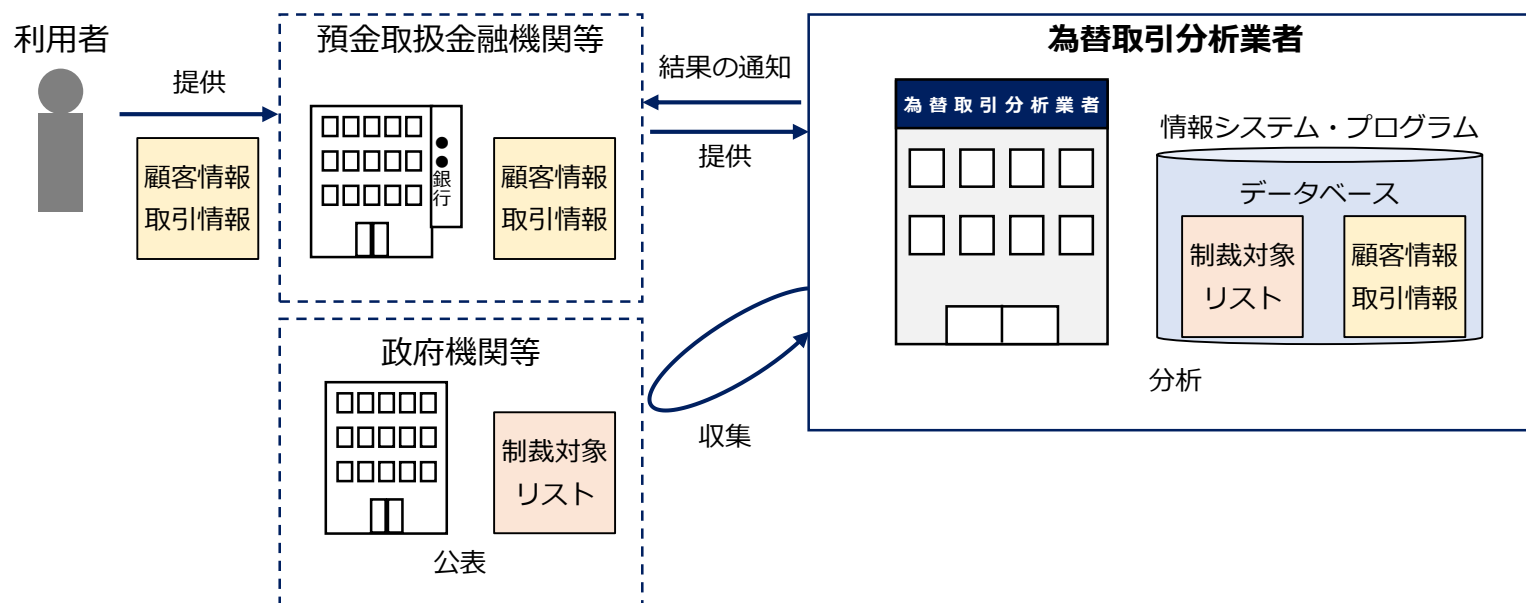
## 【検討の背景】

- 金融のデジタル化の進展等を踏まえ、取引モニタリング等について、国際的にもより高い水準での対応が求められており、現在、銀行界において、取引モニタリング等の共同化による高度化・効率化に向け、具体的な検討が加速。

## 【業規制の基本的考え方】

- 預金取扱金融機関等から委託を受け、為替取引に関し、取引モニタリング等を共同化して実施する為替取引分析業者について、許可制を導入し、当局の検査・監督等を及ぼすことで、その業務運営の質を確保。

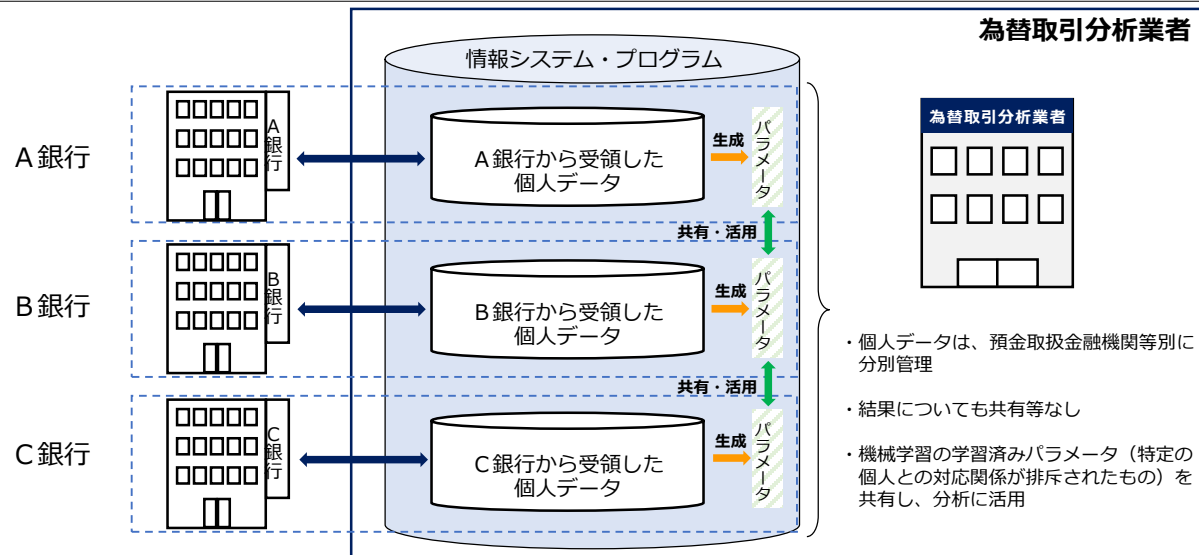
## 為替取引分析業のイメージ



# 為替取引分析業に係る業規制の概要

【資金決済法第2条、第63条の23～第63条の42等】

対象行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>預金取扱金融機関等の委託を受けて、為替取引に関し、以下の行為を行うこと</li> <li>① 顧客等が制裁対象に該当するか否かを分析し、その結果を預金取扱金融機関等に通知（取引フィルタリング）</li> <li>② 取引に疑わしい点があるかどうかを分析し、その結果を預金取扱金融機関等に通知（取引モニタリング）</li> </ul>
参入要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の財産的基礎</li> <li>為替取引分析業に対する適切なガバナンス体制の確保や資金調達の容易性等の観点から株式会社形態が基本 (注) 取締役会及び監査役会、監査等委員会又は指名委員会等を置くもの</li> <li>業務を適正かつ確実に遂行できる体制の確保（業務の実施方法等）など</li> </ul>
兼業規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の適正な取扱い等との関係で、一定の制限が必要</li> <li>取引フィルタリング・取引モニタリングに関連するものが基本</li> </ul>
個人情報の適正な取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの個人情報を取り扱うとの業務特性に鑑み、預金取扱金融機関等と同様の個人情報保護法の上乗せ規制（一定の体制整備義務等）</li> <li>(注) 各預金取扱金融機関等から共同機関に提供される個人情報は、分別管理し、他の預金取扱金融機関等と共有しないことを想定。また、共同化によるメリットの一つである分析の実効性向上を図る観点から、これに資するノウハウを特定の個人との対応関係が排斥された形（個人情報ではない形）で共有することを想定。</li> </ul>
検査・監督	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の適正な運営を確保する観点から当局による検査・監督を実施</li> </ul>



高額電子移転可能型前払式支払手段への対応



# 前払式支払手段の発行者への制度的対応

- マネロン上のリスクが特に高い「**高額なチャージや移転が可能なもの**」（「高額電子移転可能型」）の発行者に対し、資金決済法において業務実施計画の届出を求めるとともに、犯収法に基づく本人確認等の規律を適用する。
- 同一の機能・リスクに対しては同一のルールという考え方にに基づき、機能が類似する資金移動業者・クレジットカード事業者に関する現行制度や利用実態等を踏まえ、高額の考え方は、以下の通り、内閣府令で定めることを想定。
  - ・ 1回当たり譲渡額等が一定額（例：**10万円超**<sup>(注1)</sup>）、1か月当たり譲渡額等の累計額が一定額（例：**30万円超**<sup>(注2)</sup>）

(参考)

犯収法 **適用**

クレジットカード事業者



国際ブランドのクレカ等

(参考) 利用可能枠は、一般に10万円以上から設定され、少額利用のものとして信用力の低い学生向けには30万円程度とする例がある。

前払式支払手段の発行者

犯収法 **不適用**

価値を電子的に移転可能  
(電子移転可能型)

価値の移転不可



交通系ICカード等



アカウント残高が譲渡不可なもの



アカウント残高が譲渡可能なもの

(a)残高譲渡型



電子ギフト券等

(b)番号通知型 (狭義)



国際ブランドのプリカ

(c)上記(b)に準ずるもの

**犯収法の適用対象とする**

高額なチャージや移転が可能なもの

1回当たり譲渡額等が一定額（例：10万円超）、  
1か月当たり譲渡額等の累計額が一定額（例：30万円超）

(参考)

犯収法 **適用**

資金移動業者

第3種

(送金5万円以下)



第2種

(送金100万円以下)

アカウント残高が譲渡可能なもの

第1種

(送金上限なし)

低額

高額

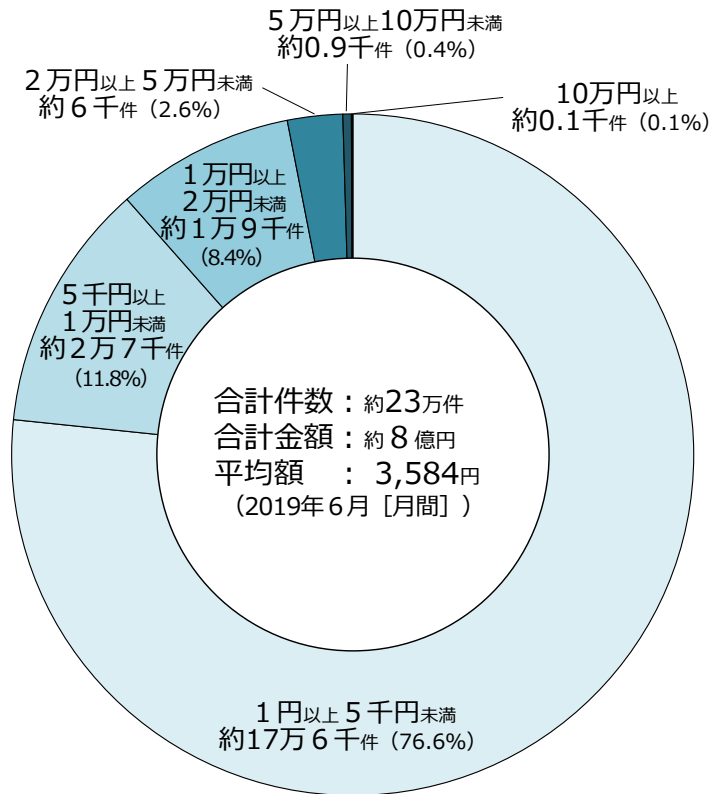
(注1) 現金を持ち込んで銀行送金する場合は、10万円超の送金に対して取引時確認（本人確認）を求める犯収法の考え方を参考に、1回当たりの譲渡額・チャージ額を10万円超とすることが考えられる。

(注2) 上記クレジットカード事業者の参考欄を参照。

## 前払式支払手段の実態

- 残高譲渡型のサービスについて、金融庁が計数の提供を受けた4社の合計で見ると、**月間合計件数は約23万件、月間合計金額は約8億円**となっており、**1回あたり10万円未満の譲度が99.9%超**となっている。
- 日本資金決済業協会のアンケート調査結果では、**チャージ残高の分布は30万円以下が99.8%超**となっている。

### 金融庁が計数の提供を受けた前払式支払手段発行者4社のチャージ残高の譲渡額の分布（2019年6月）



### 日本資金決済業協会のアンケート調査結果（2021年12月）

- ・ **残高譲渡型**  
→ 10万円以下98.82%、30万円以下99.99%、30万円超0.00%
- ・ **番号通知型**  
→ 10万円以下99.89%、30万円以下99.98%、30万円超0.02%
- ・ **国際ブランドプリペイド**  
→ 10万円以下99.89%、30万円以下99.98%、30万円超0.02%

(注1) 調査結果（会員80社回答、うち価値が電子的な方法で譲渡・移転できる前払式支払手段を発行している会員32社）においては、チャージ残高の分布状況について上記の通りとされている。

(注2) 同調査では、残高譲渡型の譲渡状況の実額の分布は、以下の通り。

- ・ 1アカウントの1日当たりの平均額（10種類） 4,841円
- ・ 1アカウントの1月当たりの平均額（10種類） 6,473円

- ※ 残高譲渡型のサービスを実施していることがウェブサイト等において確認することができた前払式支払手段発行者に対して計数の提供を依頼し、提供を受けた計数に基づき金融庁作成。残高譲渡型のサービス全てを網羅したものではない点に留意する必要がある。
- ※ 上記は4社の計数の合計。
- ※ チャージ残高の譲渡額については、各社とも、利用規約上、1回又は1日あたり10万円以下の上限を設けている。

# (参考1) マネロン対応において危険性の認められる商品・サービス及び新たな技術を活用した商品・サービス

## 犯罪収益移転危険度調査書（国家公安委員会）の主な内容一覧（抜粋）

マネー・ローンダリング 事犯等の分析		(1) 主体（暴力団、特殊詐欺の犯行グループ及び来日外国人犯罪グループ） (2) 前提犯罪（窃盗、詐欺、出資法・貸金業法違反、電子計算機使用詐欺、常習賭博及び賭博場開張等凶利、風営適正化違反、売春防止法違反等）
危険度の高い取引	取引形態	(1) 非対面取引 (2) 現金取引 (3) 外国との取引
	国・地域	FATF声明によりマネー・ローンダリング等への対策上の欠陥を指摘されている国・地域：イラン、北朝鮮 (本項目は、FATF声明を踏まえており、要因としての国・地域は、同声明に応じて変化)
	顧客の属性	(1) 反社会的勢力（暴力団等） (2) 国際テロリスト（イスラム過激派等） (3) 非居住者 (4) 外国の重要な公的地位を有する者 (5) 実質的支配者が不透明な法人
危険性の認められる商品・サービス <犯収法の特定事業者>		(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス（預貯金口座、預金取引、内国為替取引、貸金庫、手形・小切手） (2) 保険会社等が取り扱う保険 (3) 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が取り扱う投資 (4) 信託会社等が取り扱う信託 (5) 貸金業者等が取り扱う金銭貸付け (6) <b>資金移動業者が取り扱う資金移動サービス</b> <2009年の法改正により追加> (7) 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産 <2016年の法改正により追加> (8) 両替業者が取り扱う外貨両替 (9) ファイナンスリース事業者が取り扱うファイナンスリース <2007年の法制定時に追加> (10) <b>クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカード</b> < " > (11) 宅地建物取引業者が取り扱う不動産 < " > (12) 宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属 < " > (13) 郵便物受取サービス業者が取り扱う郵便物受取サービス < " > (14) 電話受付代行業者が取り扱う電話受付代行 < " > (15) 電話転送サービス事業者が取り扱う電話転送サービス <2011年の法改正により追加> (16) 法律・会計専門家が取り扱う法律・会計関係サービス <2007年の法制定時に追加> (注) 追加された事業者以外の事業者は、旧本人確認法において特定事業者に相当する事業者位置付けられていた
新たな技術を活用した商品・サービス		<b>電子マネー</b> <2014年の犯収法改正により新設された規定に基づき、調査書の作成が始まった2015年以降、利用実績等を注視していく必要があるものとして毎年記載あり>

## (参考2) 電子移転可能型前払式支払手段のマネロンリスク (いわゆる国際ブランドプリカとクレジットカードとの比較)

- 番号通知型（狭義）に準ずるもの（いわゆる国際ブランドの前払式支払手段）は、同ブランドのクレジットカードと同様の機能を提供。クレジットカードに指摘される危険度と同様の危険度（マネロンリスク）があると考えられる。

### クレジットカード

#### 危険度の要因（特徴）

(国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書」(令和2年11月公表))

- ・ クレジットカード番号等の情報により、国内外を問わず、商品・サービスの購入等が可能
- ・ 一部には利用可能枠が高額なものも存在

#### リスク

(国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書」(令和2年11月公表))

- ・ 犯罪による収益を現金で取得した者がクレジットカードを利用して当該現金を別の形態の財産に換えることができることから、犯罪による収益の追跡可能性を低下させるおそれ
- ・ 自己の保有する**クレジットカード番号等の情報を第三者に教えることにより、当該第三者に商品等を購入させることが可能**
- ・ 第三者に換金性の高い商品等をクレジットカードで購入させ、**当該第三者が当該商品等を売却して現金を得ることにより、事実上の資金移動を国内外を問わず行うことが可能**

#### 犯収法の本人確認等の義務

あり

#### 疑わしい取引の届出義務

(国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書」(令和2年11月公表))

<主な事例>

架空名義での契約、暴力団員等に係る取引 等

### いわゆる国際ブランドの前払式支払手段

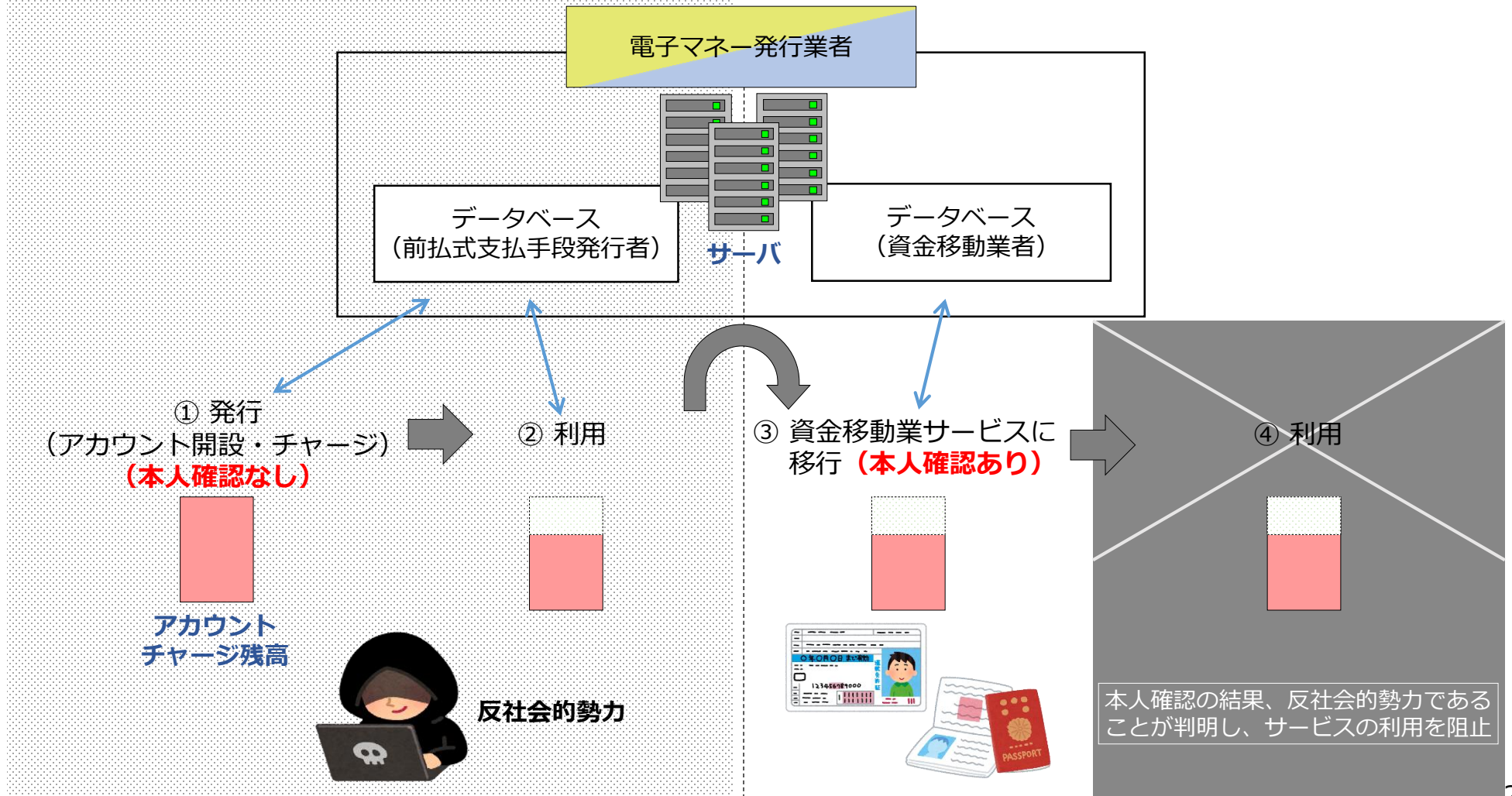
- ・ 国際ブランドのクレジットカードの決済基盤を活用して、クレジットカードと同様の機能を有する前払式支払手段が存在
- ・ 近年、数千万円規模の高額なチャージを可能とするサービスも登場

- ・ 番号通知型（狭義）に準ずるもの（いわゆる国際ブランドの前払式支払手段）は、クレジットカードと同様のリスクを有すると考えられる（支払いの時点が前払いか後払いかの違いのみ）

なし

### (参考3) 電子移転可能型前払式支払手段のマネロンリスク (残高譲渡型における事例)

- 電子移転可能型前払式支払手段の発行と資金移動業を併せ行う電子マネー発行業者において、前払式支払手段のサービスから犯収法上の本人確認を経て資金移動業のサービスに移行しようとした利用者の中に、反社会的勢力と評価される者がおり、サービスの利用を停止した事例もある（以下の事例は残高譲渡型で確認）。
- 事業者等による本人確認等を行わない場合、反社会的勢力による**前払式支払手段の悪用を防ぐことは困難**であると考えられる。





## (参考4) 各金融機関における疑わしい取引の届出の事例 (犯罪収益移転危険度調査書より抜粋)

- 犯罪収益移転危険度調査書において、金融機関等による疑わしい取引の届出として、①架空名義・借名で締結した疑いが生じた取引、②暴力団等に係る取引、③取引の態様が不自然なもの等が、主に報告されている。契約開始時等の本人確認・その後の疑わしい取引の届出等によりマネロンリスクに対応している。

### 預金取扱金融機関

- ・ 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引
- ・ 多数の者から頻繁に送金を受ける口座に係る取引。特に、送金を受けた直後に当該口座から多額の送金又は出金を行う場合
- ・ 架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した入出金

### 暗号資産交換業者

- ・ 架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した金銭又は暗号資産の入出金、暗号資産の売買及び他の暗号資産との交換
- ・ 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引
- ・ 同じIPアドレスから複数の口座開設・利用者登録がされている

### クレジットカード事業者

- ・ 架空名義又は借名で締結したとの疑いが生じたクレジットカード契約
- ・ 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引

### 資金移動業者

- ・ 多数の者に頻繁に送金を行う口座に係る取引。特に、送金を行う直前に多額の入金が行われる場合
- ・ 多数の者から頻繁に送金を受ける口座に係る取引。特に、送金を受けた直後に当該口座から多額の送金又は出金を行う場合
- ・ 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引

### 貸金業者

- ・ 架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した入出金
- ・ 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引

### 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者

- ・ 架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資

### 保険会社

- ・ 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引

## (参考5) 「高額電子移転可能型前払式支払手段」の実務上の対応等

### [利用者利便・実務上の対応への配慮]

#### 対応

- 前払式支払手段の利用の多くは少額。
- 前述の犯収法に基づく本人確認（取引時確認）は、オンラインで完結する本人確認方法で行うことが可能。
- 利用者が同一のアプリ等においてシームレスに高額電子移転可能型に移行できるような仕組みを可能とする。
- 発行者側のシステム対応に加え、既存ユーザーへの周知が必要であること等を踏まえ、適切な猶予期間を設ける。

### (参考) 高額電子移転可能型前払式支払手段の詳細（以下のア～オの全ての要件を満たす前払式支払手段）

#### 要件

- ア 第三者型前払式支払手段（電子機器その他の物に電磁的方法により記録されるものに限る）
- イ 電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（(a)残高譲渡型、(b)番号通知型（狭義）及び(c)これに準ずるもの）
- ウ アカウント（発行者が前払式支払手段に係る未使用残高を記載し、又は記録する口座をいう）において管理されるもの
- エ 上記ウのアカウントは繰り返しのチャージ（リチャージ）が行えるものに限る
- オ 次の(a)～(c)に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める要件のいずれかに該当するもの。
- (a)残高譲渡型の場合 他のアカウントに移転できる額が一定の範囲を超えるもの（例：1回当たりの譲渡額が10万円超、又は、1か月当たりの譲渡額の累計額が30万円超のいずれかに該当）
- (b)番号通知型（狭義）の場合 メール等で通知可能な前払式支払手段（ID番号等）によりアカウントにチャージする額が一定の範囲を超えるもの（例：1回当たりのチャージ額が10万円超、又は、1か月当たりのチャージ額の累計額が30万円超のいずれかに該当）
- (c)上記(b)に準ずるものの場合 アカウントへのチャージ額・利用額が一定の範囲を超えるもの（例：1か月当たりのチャージ額の累計額、1か月当たりの利用額の累計額のいずれもが30万円超）
- ※ただし、上記(a)～(c)のいずれかに該当するものであっても、アカウントに係る未使用残高の上限額が一定額以下のもの（例：30万円以下）は、対象外（高額電子移転可能型前払式支払手段には該当しない）。